

## 平成 21 年度 9 月議会 一般質問 Q&A

### 平成 21 年度 9 月議会一般質問内容

1. 国民健康保険料について
2. 自転車の活用について
3. 補正予算について

### 質問

この中には 5 人家族の例で算出例を毎年出しておりますので、それに基づきまして、どのくらいの保険料の値上げが出ているのかということについて調べました。

保険料の算出例では、5 人家族で世帯主が 62 歳、基準所得が 100 万円、これは 21 年度のパンフの中身で、20 年度までは世帯主の所得が 200 万円で計算されております。ですから、私も世帯主の所得 200 万円で計算しました。妻と、それから長男夫婦、長男の基準所得が 300 万円、長男の妻と、それからその子供という 5 人家族になっているわけです。ですから、合わせますと基準所得 500 万円の世帯で、固定資産がそれぞれ世帯主と長男が 5 万円ずつ入っております。そういうことで計算式としましては医療給付費分と、それから後期高齢者の支援金分、それから介護納付金分という、こういう三つの分野に分かれておまして、所得割、そして資産割、均等割、平等割、こういったそれぞれの分野で計算されるわけです。平成 17 年は保険料が年間で 52 万 4,300 円でした。それが 18 年になりますと 1 万 8,100 円プラスで値上がりしまして 54 万 2,400 円、平成 19 年度は 3,000 円減額になりまして 53 万 9,400 円、20 年度はちょうど後期高齢者医療制度が開始された年で、75 歳以上の方の医療保険は別建てになったわけですが、そういうこともありまして国保のほうの財源ももうちょっと少なくて済むということもあると思いますが、1 万 900 円の減額で 52 万 8,500 円という、そういった保険料になっているわけですが、ことし、21 年度の保険料が 62 万 8,900 円と、10 万 400 円の値上げということで、各世帯、この基準、5 人家族の 500 万円基準所得の家庭では 10 万 400 円も値上げされたわけですね。こういった状況が出てきまして、これでは本当に皆さん悲鳴を上げるのもわからないではないんです。なぜこのような事態になったのか、まず理由を明らかにしていただきたいと思います。

それから、2 点目の質問ですが、これは国保料の減免制度の問題です。

昨年 12 月議会でも税金とか国保料の滞納の問題を私も取り上げました。滞納がふえ続けている原因は生活困窮であるということも答弁されているわけです。大垣市の場合は、滞納世帯に対して分納相談をきめ細かく行われておまして、

極力資格証明書を発行せず、何とか短期保険証を発行して無保険にならないように、こういった努力をされているわけですが、滞納していますとさまざまな不利益を受けます。ですから、できることならば国保の減免制度を活用して、滞納状態から抜け出せないかと思うわけです。国保の減免制度には国が一定の基準を定めて減免を行う法定減免と、それから自治体が条例などで基準を決める申請減免があります。大垣市は国民健康保険条例第 26 条に基づきまして、国保料の減免要綱がつくられています。どのような活用状況が明らかにしていきたいと思います。

それから、3 点目、これは医療費窓口負担の減免制度の問題です。

ことしの 6 月、新聞報道で「国民健康保険加入者の低所得者、窓口負担減免へ財政支援」、こういった見出しで新聞で報道されました。そして、厚労省は、国民健康保険に加入する低所得者が医療機関にかかった際、医療費の窓口負担、原則 3 割になっておりますが、この窓口負担の減免を受けられるように、国保を運営する自治体に来年度から財政支援をすることを決めたという、こういった報道です。これは厚労省が各都道府県に出した通知で、生活困窮者に対して国保の一部負担金免除制度の適切な運用を図ろうというもので、この何年間か医療機関の未収金問題が大きな問題になっておりました。これは医療機関の未収金問題に関する検討会が開かれまして、その報告書によって、医療機関の未収金は生活困窮と悪質滞納が主要な発生原因であると指摘しております。そのうちの生活困窮が原因である未収金に関しては、国民健康保険における一部負担金減免制度の適切な運用や、医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応により一定程度の未然防止が可能であると、そういった厚労省の通達によりまして、何とかこの制度を運用しようという、そういった動きになってきました。国民健康保険法第 44 条では、世帯主が失業など特別な事情があるとき、医療費の一部負担金が減免されるとなっておりますが、大垣市も条例では定めていますが、運用規則がなく、実質、制度はないに等しいものです。今回、厚労省は減免分の半額は交付金で手当てをするということです。大垣市も、ぜひ医療費の窓口負担減免制度を設けていただきたいと思います。

#### 回答（福祉部長）

国民健康保険及び国保医療費負担の減免について御答弁申し上げます。

まず、保険料についてでございますが、医療の高度化等により医療費が、ここ数年四、五億円の高い伸びを示しており、国保会計は厳しい運営状況にあります。これに対し、繰越金等を充当しながら保険料の負担額を調整させていただいておりますので、今年度は 1 人当たり平均 1 万 900 円、1 世帯当たり 2 万 2,400 円の

負担増となりました。保険料の算出は、世帯の所得、人数、資産の状況により異なりますが、特に中間所得層の方につきましては、応能割により保険料の上がり幅が若干高くなります。

次に、大垣市国民健康保険条例第26条に基づく減免につきましては、20年度以降は災害に係る減免しかございません。生活困窮につきましては個別の相談の中で、この減免制度ではなく、分納による短期保険証の交付を求める方がほとんどでございます。今後も、被保険者の事情に沿ったきめ細かい対応に努めてまいりたいと存じます。また、国民健康保険法第44条の医療費の一部負担金の減免につきましては、平成21年度に運用に係るモデル事業が実施され、平成22年度中に一定の基準が示される予定でございますので、それに基づき対応を検討してまいりたいと存じます。

今後とも、関係機関からの情報収集に努め、国民健康保険財政の健全な運営に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 質問

2点目の質問に入ります。これは石田議員も質問した自転車の問題ですが、自転車を生かしたまちづくりと駐輪対策という、そういったことで質問いたします。

地球環境問題の深刻化の中で、クリーンな乗り物として自転車が脚光を浴び、また中心市街地活性化対策の中で自転車の役割など、自転車を生かしたまちづくりの視点も必要になってきました。過去には自転車といえば放置自転車問題ということで、この議会でも何回も取り上げられていましたが、今後は自転車を大いに活用して、環境都市・大垣につくりかえることが求められているのではないのでしょうか。この立場で、駅北自転車駐車場の建設が具体化になってきた中で、次の5点について質問いたします。

一つは、まず放置自転車ですが、これの現状について明らかにしてください。今はどのような状況になっているのか、そして市の今までの取り組みの評価などについてお願いいたします。それから、2点目は、CO<sub>2</sub>排出削減に自転車の役割が大きいということは言われているわけですが、自転車の活用について、地球環境問題の観点から、大垣市のほうはどう位置づけられているのか明らかにしてください。それから、3点目は、大垣市ではレンタサイクル「すいとGO」という自転車の無料貸し出しを行っています。これはどこを対象にし、その目的は何なのか、そして利用状況などについて明らかにしてください。それから、4点目、これは駅北自転車駐車場の建設に際しまして、有料制の考えが出されております。これは午前中の質問の中で有料制の方向で進めるということも出されておしま

すけれど、この有料制に対する主な理由、何をねらいとしましてこの有料制に踏み切るのかということについて明らかにしてください。5 点目は、有料制を導入することで路上の放置自転車が增加するので、放置禁止区域の設定が必要であるという、こういったことが委員会の中でも報告されておりますが、商店街との兼ね合いとか、そういうことについての取り組みを出していただきたいと思っております。

#### 回答（生活環境部長）

自転車を生かしたまちづくりと駐輪対策について御答弁申し上げます。

大垣駅周辺の良い都市景観や環境保全とともに、自転車等の駐車秩序の維持、増進を図り、利用者の利便性、安全性を高めるため、現在駅北自転車駐車場の建設計画を進めております。放置自転車対策としましては、平成 12 年当時、大垣駅周辺には多くの放置自転車がありましたが、自転車駐車場内や周辺道路の放置自転車の整理業務を充実し、また自転車駐車場利用の指導などにより、駅周辺の路上放置は減少いたしました。現在、市営自転車駐車場におきまして年 4 回の撤去を行い、また路上の放置自転車につきましては、通報によりその都度対応しております。ここ数年、放置自転車の撤去台数は年間 2,000 台程度で、その大半は自転車駐車場におけるものでございます。

次に、自転車活用につきましては、地球環境問題の観点からも CO<sub>2</sub> 排出削減に効果的であることから、本年 3 月に策定いたしました大垣市環境基本計画改定版におきまして、歩行者・自転車優先の交通体系や、自転車・公共交通機関が利用しやすくなるような整備やシステムづくりを環境施策に位置づけております。

次に、レンタサイクルの現状につきましては、観光客や買物客に対するサービスの向上を目的に、平成 16 年 7 月から放置自転車を再整備し、「すいと GO」として無料貸し出しを行っております。平成 20 年度の利用実績は、船町の大垣観光案内所を初め 7 ヶ所で 25 台を設置し、対前年比 32% 増の 1,132 件でございました。なお、本年 7 月から養老鉄道西大垣駅に新たに 10 台を設置し、事業の充実に努めております。

次に、有料制につきましては、その一番のメリットは、利用者の 8 割以上を占める定期利用者の登録を行うことにより、個々の駐車区画が確保できることで、自転車の出し入れが容易になるなど利便性が高まります。また、自転車駐車場の放置自転車が減少し、盗難対策が強化されることなど安全性が高まることにもつながるため、導入を進めてまいりたいと存じます。

最後に、放置禁止区域の設定につきましては、商店街を初め関係各位の御意見

をお聞きする機会も設けながら、周辺への影響にも配慮していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、交通問題や環境問題など総合的な視点から、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めていく所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

## 質問

次に、3 件目の問題です。

2009 年度第 1 次補正予算の臨時交付金等の活用についてということで、7 月の臨時議会で審議された問題ですけれど、この補正予算の中で大部分を占めているのが麻生政権のときに出されました 15 兆円もの第 1 次補正予算です。その中で、7 月の臨時議会では地域活性化・経済危機対策臨時交付金 6 億 2,000 万円、これが大垣市におりてきたわけですが、この地域活性化・経済危機対策という、こういう形で出されているわけですから、もっとこの地域にお金が回る事業が出てくるのではないかと私も期待しておりましたけれど、大部分がパソコンやデジタルテレビの購入で、ほとんどがメーカーの懐に入っていったという、そういったものになっています。もう少しいろいろ考える余地があったのではないかと思います。この政府の麻生政権で出された第 1 次補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のほかに地域活性化・公共投資臨時交付金など、いわゆる臨時交付金が幾つかメニューが出ております。これについてちょっと質問いたしますが、まず、この交付金について幾つか設定されているわけですが、大垣市は今までにどのような交付金を活用したのか、また今後、予想される活用の見通しを明らかにしていただきたい。政権が変わりましたので、その辺のところが大分わからなくなってきているなということを感じております。それから、2 点目は、7 月の臨時議会で地域活性化・経済危機対策臨時交付金など補正予算が出され、大部分がパソコンやデジタルテレビなどの購入でした。そのときの議論の中で地元業者へ発注を行うという、そういった話になりました。その後の経過について明らかにしていただきたい。それから、3 点目は、9 月議会補正予算の中でも学校地上デジタル放送対応環境整備事業が出ております。この工事の発注はどのように行われるのか明らかにしてください。4 点目、2009 年度第 1 次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金は自治体で使い勝手がいいという、何に使ってもいいと言われる、そういう交付金でした。いろんな自治体ではさまざまな取り組みが行われておりましたが、特に不況の中で仕事が半減したとか仕事が全くなかったとか、こういう小規模自営業者の方など、本当にいろいろと声が上がってきておりました。大垣市の場合、小工事希望登録制度というもの

がありまして、こういった制度に当てはめて活用できるものがあると思われるわけですが、この小工事希望者登録制度の活用状況を明らかにしていただきたいと思います。

回 答 ( 市 長 )  
平成 21 年度、国の第 1 次補正予算の臨時交付金等の活用について御答弁申上げます。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、交付される 6 億 2,300 万円を活用し、小学校教師用等コンピューター整備事業など 28 事業に総額 8 億 7,640 万円を計上し、早期の景気対策を図るため、7 月臨時議会において御議決をいただいております。また、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、7 月に補正しました準用河川改修事業など、国の補正に係る公共事業の地方負担に対し交付されるもので、額が確定しましたら今後予算措置を行ってまいります。なお、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金などその他交付金につきましては、県において基金に積み立て、平成 22 年度以降に交付される予定でございます。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業のうち、地上デジタルテレビ等の発注につきましては、受注機会を拡大し、地域活性化を図ることを目的として地元業者への発注を進めているところでございます。また、この 9 月補正予算で計上いたしております学校地上デジタル放送対応環境整備事業につきましても、御議決を賜りましたら、工事内容に応じまして地元業者への発注を考えているところでございます。

次に、大垣市小工事希望者登録制度の活用状況ということでございますが、地域経済の活性化が期待でき、中小企業者への受注機会を拡大するため、一部の工事につきまして小工事業者への発注をいたしております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 質問

まず、市長さんが答えられました臨時交付金の活用の問題ですけれど、これは 7 月の臨時議会の補正予算についてはもう結果論になってしまいますので、今後に生かしていただきたいという願いをしておきたいと思います。地域活性化・経済危機対策というからには、少なくとも地域にお金が回るようにしていただきたいわけです。国からそれ用に 6 億 2,000 万円ものお金が来たわけですけれど、そのほとんどがまたメーカー、大企業に移ってしまうなんていうのは、ある意味では大変お粗末な対応ではなかったかというふうに私は思っております。た

だ、期間が大変短かったということとか、制度をつくって翌年までそれが拘束されるような中身であってもいけないということもあって、こういうものを買うということになってしまったのかなと思いますが、今後はぜひこういったところについても地域の実態などに配慮していただきまして、いろいろ皆さんの知恵を出していただきたいと思います。例えばほかの自治体では、岐阜市なんかでいいますと、教育費ではあるんですけど、各学校に200万円とか300万円という形でお金を配分しまして、学校の裁量で、その中で最も必要なものについて、修繕とか物を買うとかいろいろありますけれど、地域の業者を活用しながらやるとか、そういうふうな方法もあります。そのほかに、先ほども出ました小工事希望登録者制度などの制度を使いながら、地域の業者の方に仕事が回っていくような、そういったことで、例えばリフォーム助成制度などということで大工さんなどの仕事を回すとか、そういったこともありますし、例えば後期高齢者医療制度の医療費の助成制度で使っている自治体もありました。そのほか危険な公園の遊具、これを更新するとか、商店街の街路灯を省エネ灯にかえるととか、特に今、環境問題などもありまして、各家庭の中でも実際そのまま制度が運用できるような、そういうこともいろいろ工夫すれば出てくるのではないかと思います。今後、こういった自由に使えるような交付金が出てきた場合には、ぜひそういったことも頭に置きながら、今後の施策を行っていただきたいというふうに思っております。

さて、大垣市のこの小工事希望者登録制度、50万円以下の仕事については随意契約で登録している地元の業者に発注するという、そういう制度です。今までにもこれについてどのくらいの、要は制度があるわけですから、実績がどのくらいかということをお聞きしてきましたが、実はそういった統計をとっていなかったということも明らかになりました。今回のこの制度を使って、15件使われたということですが、今までのこの制度をどれだけ活用されていたか、今後は実態もぜひつかんでいただきまして、有効に活用していただきたいというふうに要望しておきます。

それでは、1番目の国保についてですけど、保険料が大幅に上がったわけですが、その原因について、御答弁では医療費の伸びを挙げられました。年に4億から5億円、これは大変な金額ですけど、なぜ医療費がふえるかということですが、それについては、一つは高齢化の問題と、それから高度医療ということが大きな背景にあるのではないかと考えております。現役で元気に病気もせずに働いていた、そういったときは健康保険とか、それから企業の組合保険とか共済組合に入って医療保険は使わずにいるわけですが、定年になると国保に加入。そのころから医療にかかり始めるわけで、国保の特性としまして、加入者は高齢者の方が多いわけです。高齢化とともに医療費の伸びがどんどん出てくるのは、

これはある程度予測されたこと、仕方がないことです。後期高齢者医療制度が導入されまして、20年度から75歳以上の人は別建ての医療保険になりました。平成20年度の国保の医療費は少し軽くなっているわけですね。1世帯モデルでいきますと1万円ちょっと下がったわけですが、それは国保の財源そのものが少し縮小したということにもなります。しかし、この後期高齢者医療制度のこの支援金ですが、21年度になりましたらこの支援金分も大幅にアップしております。19%のアップ。これではもうすぐに矛盾というのか、後期高齢者の医療制度の財源を、いろんな保険なんかで支援していく、その支援金も大幅にふえるだろうということが予想されます。

それから、高度医療についての医療費の増大、これは高額療養費がふえているかどうかということでもわかるわけですが、透析や心筋梗塞などでICUなどを使用した場合は医療費は一遍にはね上がります。小さな自治体ですと、1人こういった患者さんが出ますと、国保にそのまますぐにはね上がるということで、地域の保健師さんは、いかにしてICUなどを使わないでやれるか、成人病なども重症化させないためにいかにするか、こういったことを苦労されている保健師さんがおられましたけれど、こういった医療費の増大も確かにあるということはありませんが、しかし、今回の値上げについては医療費の増大だけでは説明のつかない部分があります。なぜならば、急にこの1年間ではね上がっているわけです。ところが、医療費の場合は、ここ最近ずっと3億円なり4億円なり5億円という形で毎年上がってきているわけですので、今年度の値上げについてはそれだけでは説明が付きません。答弁では、中間層については応能割により保険料の上がり幅が若干高くなったという、そういった御答弁なんですけれど、10万円以上の値上げが若干で済まされていいものでしょうか。中間層で家族が多いほど値上げ幅が大きくなります。算出例の世帯は基準所得500万円の5人家族の世帯でした。これが、それでは基準所得を400万円にして計算したわけですが、それでも年間保険料が55万3,400円で、前年度と比べまして10万円以上の値上げ幅になっております。今まで一生懸命国保を払ってきたけれども、これ以上は難しいという、こういった悲鳴のような状態になっているのも理解できます。

今回の大幅値上げについて私なりに考えてみました。医療費の増大で年々国保会計が逼迫しているのは事実ですが、その矛盾をもろに受けたのが中間層の保険料です。今回、応能割も応益割も今までになくふえております。最も所得の少ない人であっても2,500円の値上げをしておりますし、高額所得者の場合は最高限度額が上げられるのですが、この最高限度額が1万円上がっております。そもそも医療費の増加や後期高齢者支援分の増加分を、加入者の保険料だけで賄うということに無理があるのではないかと思います。しかも、低所得者の支払い能力のない生活困窮者がどんどん毎年多くふえているわけです。こういったと

ころから、大きな今回の値上げになってしまったのではないかと思います。私に電話をかけてこられた方は、国保の滞納分までかぶっているんじゃないかという、そういった疑問を出されておりましたけれど、滞納分は不納欠損で処理されているのでそういうことはないんじゃないですかというふうなことはお話ししたわけなんですけれど、しかし、国保の加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年などのほうでは非正規雇用の加入者がふえ続けている、事実上、低所得で、ほかの医療保険には入れない人たちが大きく占めてきているというのが国保の特徴です。年々法定減免の対象者もふえておりました、減免額もふえ続けているということです。減免金額の分はどこが補てんするのでしょうか。法定減免とはいえ、国が丸々それを補てんしているとは思えません。このような矛盾が、中間層の保険料の大幅値上げにはね返っているのではないかと考えております。

そもそも生活困窮者や低所得の世帯が多く占めている国保は、ほかの健保や共済などの保険と異なりまして、福祉的な要素を強く持っている医療保険だと思えます。ある年金受給者の方は月3万円の年金収入で生活しておられますけれど、足りない部分を今は貯金を取り崩して生活していると。あと四、五年たてば貯金も底をついてしまうということをおっしゃっていました。このような生活保護基準以下の所得で生活している人たちからも、国保料は確実に年金天引きがされているわけです。国保の財源問題は、一自治体で問題解決するというのももう限界が来ていると思えます。これはどちらかというと、もう完全に国の制度の問題だというふうに思っております。もともと国保財源の国庫負担率は45%を支出していたわけですが、どんどん改悪されまして、今では3割程度の国庫負担率になっております。これが国保料の値上げの最大の原因だというふうに思っております。せめて福祉的役割分は国庫から負担していただくべきではないかと思います。市長さんにぜひお願いしたいことがあります、国に対して国庫負担分を大幅に増額するように強く働きかけていただきたいということです。どうかお願いいたします。

2点目の質問の国保の申請減免についてですが、大垣市の申請減免は国保料減免取扱要綱としてつくられています。適用基準としましては、所得金額が400万円以下の世帯で、廃業、失業などの理由により収入の金額が前年度より50%以下に減少した場合となっております。減免は最高でも70%以内ということになっております。この基準に当てはめて、保険料、国保料を減額しても支払えないというのが現状で、こういったせつかく要綱はあっても活用されていないというのが実態です。相談者の多くは滞納している人が多いわけですが、減額した国保料を仮に払ったとしても過去の滞納分に充当されます。そうすると、結局当年度分の国保料というのは滞納ということになってしまいますので、これではいつまでたっても滞納から抜けられないということになるわけです。

それでは、ほかの自治体はどうしているのかということ調べてみました。申請減免制度が現実に機能している自治体は、基本は生活保護基準の所得が全額免除の基準になっております。例えば東京の 23 区と特別区は生活保護基準の 1.15 倍まで免除をされています。岐阜市は、先ほどの廃業、失業などの理由という以外に別に項目を立てまして、市長が必要と認めた場合ということで減免をしているわけですが、それは申請月を含めて過去 3 ヶ月の平均所得が生活保護基準以下の場合、減免対象となるという、そういった別建ての要綱をつくっているところもあります。なぜ生活保護基準と同じ所得までの人は無条件で負担を免除されるべきかといいますと、憲法 25 条の生存権では健康で文化的な最低限度の生活をする権利があると明記しているわけですが、生活保護基準の生活費に食い込むような負担は憲法違反ということになるわけです。ですから、生活保護基準以下の生活をしている人たちは減免は無条件で免除という、そういったことはもう当然盛り込まれるべきではないかと思えます。

大垣市は滞納者に対して丁寧に分納相談を行っておりまして、資格証明書を発行せず、短期保険証で対応する努力をされています。担当課の努力は私は本当に認めるわけですが、今のままでは常に滞納から逃れられないという、こういった状況にあります。何とか申請減免で滞納状態から抜け出ることができないか、今後検討していただきたいと思えます。滞納していると、入院費の高額療養費分の立てかえ制度なども利用できません。借金して入院費を払い、ますます泥沼化に入ってしまう事例というのを知っております。基本的には払える国保料で、滞納しなくても済むような国保をつくっていくことが大切ではないかと思えます。

3 点目の医療費の一部負担金の減免についてですが、答弁では平成 22 年度中には一定の基準が示される、それに基づいて大垣市も対応するという事だと思えます。これだと実施が 23 年度というふうに受け取られるわけですが、しかし厚労省の通知では、モデル事業は平成 22 年の 3 月末で終了して、その結果を 4 月末までに報告するという事になっております。新聞紙上でも医療費の窓口負担の減免が受けられるように国保を運営する自治体に来年度から要は財政支援をするという、そういった報道もされておりますので、22 年度の早い時期に厚労省からの統一的な運用基準が出されるのではないかと私は期待しております。通知には、医療機関などと連携をして、一部負担金の減免等の適切な運用とともに、生活保護担当部局との連携も打ち出しております。大垣市としましても、厚労省の運用基準待ちというのではなく、ぜひ来年度に向けて医療費の一部負担減免制度が活用できるように、今から準備をしていっていただきたいというふうに思っております。

あと、自転車の問題ですが、以前から問題になっていた放置自転車については、

基本的にはだんだん問題解決してきているという、そういった答弁だったと思います。これは大垣市民の常識も含め、当局の取り組みの努力の結果だというふうに思っているわけです。ただし、もちろん完全に問題解決している、放置自転車がなくなったというわけではありません。そして問題は、環境問題や中心市街地活性化の視点から見ても自転車が有効だという、そういった位置づけがだんだんされてきている、環境基本計画の中でも位置づけられている、そういったことになりまして、レンタサイクルの「すいとGO」についても少しずつ利用者がふえてきているとか、一定の前進をしているというふうに思います。ぜひまちづくりの中に自転車活用を位置づけて、今後も進めていっていただきたいと思いま

す。

これからの時代は、自転車を活用した動きはますます進むのではないかと思っております。戦後、モータリゼーションの進展で、自転車は主力交通手段の座からおりまして自動車にとってかわられたわけですが、自転車の保有台数はずっと一貫してふえ続けています。70年代のオイルショックのときに急速に自転車がふえました。そして、それがそのまま放置自転車の問題として大きな問題となってきたわけですが、バブル崩壊後の不況の中でもやはり自転車はふえました。不況とともにどうも自転車がふえてきているといった歴史のようにも感じられます。しかし、最近では、地球環境問題が出てきてから、CO<sub>2</sub>を排出しない自転車の位置づけというのはぐっと高まったと思います。この間、自転車について幾つかの声が寄せられております。放置自転車が少なくなったとはいえ、自転車利用者のマナーについてはいろいろ苦情が私のところにも寄せられまして、例えば駅近くにあるマンションの方の話だと、道路際にマンションの自転車置き場が、駐輪場があるわけですが、その駐輪場を勝手に使って通勤者の人が自分の自転車をそこに置いていくという、そういった現場を見たという話とか、たばこの吸いがらのポイ捨てとかいろいろ、これが自転車利用者だけの問題ではありませんけれど、いろいろと苦情が出ております。特に駅周辺での自転車等にまつわる問題については、まだいろいろあるのではないかと思います。

もう一つは、自転車の有料制についてです。これは私のところにも賛成の声もあれば、有料になると困るといった声もありました。今回有料制を打ち出されたわけですが、特に高校生とか学生に対してはぜひ配慮をお願いしたいと思いません。また、今の経済情勢の中では、移動手段が唯一自転車である人もふえてきております。有料制を導入するにしても、その運用についてはぜひ工夫をしていただきたいと思っております。便利で出し入れしやすい駅に近い自転車駐車場については、お金を出してもすぐにそこは利用者はいっぱいになると思いますが、ちょっと駅から離れた場所は利用者が少ない、そのような自転車駐車場は無料にするとか、いわゆるデポジット方式、お金を入れてまたお金が戻ってくるとい

う、こういった方式にするとか、だれもが無理なく利用できる公営自転車駐車場にしていただきたいと思っております。

さらに、自転車道路網の検討の問題です。滋賀県の八日市市は道路の4分の1は自転車専用道路だということで、まさに自転車のまちというところなのですが、大垣市はそこまでいかにしても、自転車の通行の視点から道路の見直しをしていただきたい。高校生の多くは自転車通学を行っておりますので、高校生の通学時間帯は自転車優先道路にするとか、自転車通学・通勤の安全性の視点から市内の道路について見直しをしていただいて、中心市街地の活性化とあわせましてマイカー規制とか、いろんな視点からいろんな検討が可能ではないかと思っておりますけれど、ぜひお願いしたいと思っております。

最後に、マイカーとの絡みなんですけど、マイカーにかわり自転車や公共交通を中心としたまちづくりをどうしたらできるかという総合交通政策にぜひ取り組んでいただきたいと思っております。大垣のまちはマイカーがないと生活ができないまちです。大都市以外は、もちろん自動車が前提となって生活が成り立っております。しかし、高齢化が進んだり、また今の経済情勢の悪化でマイカーのない人もふえてきております。さらに、また養老線などの鉄道の存続の問題などを考えますと、今こそマイカーに頼らない自転車や公共交通機関をどのように存続させていく、つくっていくのか、マイカーを中心とした市民の足をどう保障していくのか、こういったことを検討する時期に来ているのではないのでしょうか。この問題は行政だけで取り組むのでは問題解決になりません。なぜならば、自転車を使うかマイカーを使うかというのは個々人の判断によりますし、マイカーではなく公共交通機関といっても、どうしても便利なほうに流れてしまうわけで、市民一人一人の意識がどれだけ変わるか、意識改革が必要だということになりますので、これは本当に時間のかかることだと思っておりますが、粘り強く市民参加のもとで、我がまちづくりを考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上で私の質問を終わります。